

「食品の営業規制に関する検討会とりまとめ案（政省令関係事項）」 に関する意見の募集について

平成 31 年 3 月 7 日
厚生労働省医薬・生活衛生局
食品監視安全課

「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 46 号）が昨年 6 月に公布され、「食品の営業規制に関する検討会」（以下「検討会」という。）において、新設した営業届出制度、厚生労働大臣が定める都道府県が参酌すべき施設の基準を検討するとともに、従来の食品営業許可制度の見直し等について検討してまいりました。

今般、別添の「食品の営業規制に関する検討会とりまとめ案（政省令関係事項）」について、下記のとおり、広く国民の皆様から御意見を募集します。

なお、今後は、いただいたご意見等を踏まえ、最終的なとりまとめを行う予定です。

記

1 意見の提出方法

御意見をまとめ、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課宛て

* 封筒に「「食品の営業規制に関する検討会とりまとめ案（政省令関係事項）」に関する意見について」と朱書きしてください。

(3) F A X の場合

F A X : 03-3503-7964

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課宛て

* 表題に「「食品の営業規制に関する検討会とりまとめ案（政省令関係事項）」に関する意見について」と明記してください。

2 意見の提出上の注意

提出される御意見は日本語に限ります。個人の場合は氏名・住所・連絡先（電話番号又はメールアドレス）を、法人の場合は法人名・所在地・連絡先（電話番号又はメールアドレス）を記載してください。提出していただいた御意見につい

ては、氏名、住所その他の連絡先を除き公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。また、連絡先については、御提出いただいた御意見に対する確認の連絡以外の用途では使用しません。

なお、御意見に対して個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

3 意見募集期間

平成 31 年 3 月 7 日（木）から平成 31 年 4 月 5 日（金）まで（郵送の場合同日必着）